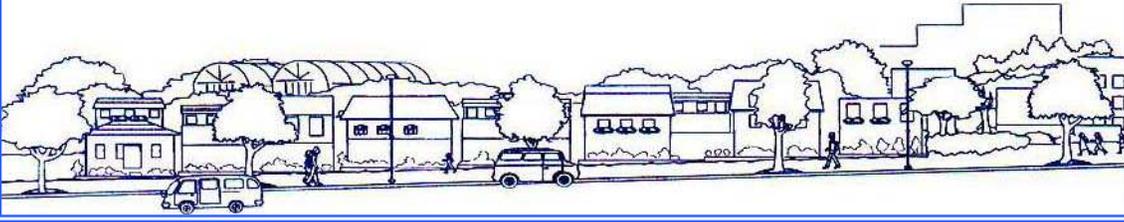


北小岩一丁目東部地区



127



2013/11/15
江戸川区土木部
区画整理課

連絡先：沿川整備第一係
5668 5877

引越し・解体作業にあたってのお願い

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
また、移転の協議並びに移転補償契約を進めさせていただき、誠にありがとうございます。
今後、権利者の皆さまにおかれましては、引越しや解体作業が集中されると思われます。
改めてのお願いですが、引越しや解体作業に際し、江戸川区の区有地、裏面に記載した仮道路を利用する際は、下記の事項に十分配慮してください。皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

区有地並びに仮道路を使用する場合は、必ず事前にまちづくり事務所にご連絡ください。

引越し・解体作業に伴う車両の往来は徐行し、また譲りあって使用してください。

区有地を囲っている柵を外す場合は、事前にまちづくり事務所の確認を受けてください。

撤去した場合は、作業が完了した際に必ず復旧してください。

ロープ等を外した場合は日々作業の終了時に復旧してください。

引越し・解体作業用仮道路については、引越しまたは解体作業用の車両以外の通行・駐停車はご遠慮ください。（仮道路の位置については裏面をご覧ください）

区有地並びに仮道路の使用において、事故等による第三者等への損害については、江戸川区では一切責任を負えませんのでご注意ください。

解体作業を行う際は事前に近隣の方への挨拶並びに作業中の振動騒音に十分配慮してください。

幹線道路（千葉街道、蔵前橋通り等）には作業待ち車両等を駐停車しないでください。



第20回まちづくり懇談会を平成25年11月7日に開催いたしました。懇談会の内容は次号まちづくりニュースで報告いたします。なお、欠席された方には懇談会資料を次号まちづくりニュースと一緒に送付いたします。

引越し・解体作業用仮道路のお知らせ

No.125 まちづくりニュースでお知らせしました仮道路が完成しました。この仮道路は、引越しや解体作業をより円滑に進めていただくための道路です。仮道路の使用にあたっては表面の事項に十分配慮してください。皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



第14回 土地区画整理審議会を開催します

第14回土地区画整理審議会を以下の日程で開催します。今回の審議会では、施行地区内で仮換地指定を行っていない江戸川区の土地および江戸川区の土地を購入した買い増し応募者に対する仮換地指定について審議会に諮問し、審議会委員の方々に答申をいただく予定です。

今回の審議会も各権利者の個人情報に関わる会議となるため、傍聴できません。あらかじめご了承ください。

審議会での内容は、まちづくりニュースで皆さまにお知らせしてまいります。

第14回土地区画整理審議会 開催概要

日時
平成25年11月20日(水)午後7時から
場所
北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 1階

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり
区画整理課沿川整備第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

5668 - 5877

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

